

令和2年9月2日

産業建設常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和2年9月2日
開会 13時15分 閉会 13時34分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 谷口和弥
副委員長 若山和幸
委員 小田新紀 荒貴賀 芳滝仁 藤原孟
議長 寺林俊幸
- 4 説明員 町長 飯田晴義 副町長 伊藤博明 経済部長 岡田直之
商工観光課長 西嶋慎 商工労政係長 中山仁
- 5 傍聴者 内山美穂子 小島智恵 澤村記者(勝毎)
- 6 事務局 事務局長 萬谷司 議事課長 半田健 係長 遠藤寛士
- 7 審査事件及び審査結果
- 1 付託された議案の審査について(別紙)
 - (1) 議案第92号 幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例
 - 2 その他
 - ・陳情第3号に関する報告書については、正副委員長に一任することで確認した。
 - ・次回委員会を9月9日(水)総務文教常任委員会終了後に開催する。議題は政策提言について。

産業建設常任委員会委員長 谷口和弥

◇審査結果

(13:15 開会)

○委員長（谷口和弥） それでは、産業建設常任委員会を開催します。

これよりインターネット中継を始めます。

議案に沿って進行させていただきますが、はじめに議案1に付託された条例の審査を始めます。

審査の進め方ですが、議案第92号、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例の説明をいただき、質疑ののちに説明員に退席していただき、その後、議案について討論、討論が進めば採決まで行いたいと思います。

それでは、議案第92号、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例について提出者の説明を求めます。

○経済部長（岡田直之） 議案第92号、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例について、ご説明を申し上げます。

はじめに、条例制定に至った経緯等についてご説明いたしますので、本日本日お配りいたしました資料の1「条例制定の経緯について」をご覧ください。

また、先ほどの本会議での、副町長の提案説明と重複する部分もありますが、お許しをいただきたいと思います。

本年5月15日に開催されました、第1回町議会臨時会において、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した四つの経済対策の一つとして、新型コロナウイルス感染症関連融資円滑化事業を予算議決いただいたところであり、このため、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた町内の中小企業者のうち、国が中小企業信用保険法に基づき発動しているセーフティネット保証の認定を受けて、特別利子補給制度等により借入後、3年間の実質無利子となる融資を受けたものに対し、4年目、令和5年度からになります、当該融資の利子の全額を補給する「幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に関する利息及び信用保証料の補給金交付要綱」を制定したところであり、なお、ここでいう中小企業者には個人も含まれるものであります。

次に、(2)の令和5年度以降の利子補給見込額についてであります、町では、本年8月末現在、198件のセーフティネットの認定を行っており、各金融機関に融資額や融資期間を聞き取りしたところ、147件が融資実行済みであり、融資額は総額で約26億6千万円となっており、利子補給が発生いたします令和5年度以降の補給額は総額9,800万円程度と見込まれるところであり、このような中、(3)にありますとおり、国の第二次補正予算による、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象事業に、「利子補給事業又は信用保証料補助事業」が盛り込まれ、令和7年度末までの所要額を基金に積み立てて支出することが可能となったところであり、

次に、2の「利子補給の交付対象等について」であります。(1)の利子補給の対象となる融資は、本年9月1日までに中小企業信用保険法に基づくセーフティネットの認定を受け、特別利子補給制度等により借入後、3年間実質無利子となる融資を本年2月18日から9月30日までに借り入れされたもので、融資上限額は3億円以内、融資期間は20年以内のものとしております。(2)の交付対象者は、町内において同一事業を引き続き3か月以上営んでいる中小企業者で、町内に独立した事業所または店舗を有しており、町税等を完納しているものが対象となります。

(3)の利子補給額は、事業者の自己負担が発生する4年目以降、令和5年度以降にな

りますが、貸付利率に係る利子全額とするものであります。

次に3の「新型コロナウイルス感染症関連融資円滑化事業の年度別利子補給見込額について」であります。

現時点での町の利子補給の見込額であります。先ほど申し上げましたとおり、本年8月末現在、町のセーフティネットの認定件数は198件であり、そのうち、融資実行となっております147件について、それぞれの融資利率及び融資期間により利子補給額を算出し積み上げたものになります。

(2) にありますとおり、対象となる融資の融資利率は、固定金利で、融資期間が5年以内のものは年1.0%、10年以内のものは年1.2%となっております。

(3) になります。融資期間は20年以内で、うち据置期間は5年以内とされております。融資実行済み147件の融資期間の内訳は、融資期間2年が1件、3年が4件、4年が2件、5年が6件、6年が1件、7年が9件、8年が6件、10年が118件となっております。

資料の2ページをご覧ください。

(4) にありますとおり、当初3年間の利子と融資期間中の保証料は、国や道が全額負担するものであります。4年目、令和5年度以降の利子については町が補給するものであります。現時点の融資実行額を基に町の利子補給見込額を算出いたしますと、表にありますとおり、令和5年度の利子補給額は2,020万1,435円、令和6年度は2,296万2,899円、令和7年度は1,933万8,860円、令和8年度は1,506万3,437円、令和9年度は1,084万2,644円、令和10年度は675万3,339円、令和11年度は284万1,588円、令和12年度は11万4,955円となり、合計9,811万9,197円の見込みであります。

うち、基金積立期間中の令和5年から7年度までの利子補給額の合計は、表の下に記載のとおり6,250万3,194円、基金積立期間外の令和8年から12年度までの利子補給額の合計は3,561万6,003円の見込みであります。

なお、融資実行済みのものの融資期間は、10年が最長となっておりますことから、令和12年度が利子補給の最終年度となっております。以上、ご説明申し上げましたようなことから、新型コロナウイルス感染症関連融資に対する利子補給の令和5年度から7年度までの財源に充当するため、基金を設置しようとするものであります。

議案書の8ページをお開きください。以下、条文に沿ってご説明させていただきます。

第1条は、基金の設置目的を定めるものであり、本町における新型コロナウイルス感染症関連融資に対する利子補給の資金に充てるために、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金を設置しようとするものであります。

第2条は、基金の積立額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の額に基づき、一般会計歳入歳出予算において定めるとするものであります。

第3条は、基金の管理を、最も確実かつ有利な方法により行うものと定めるものであります。なお、最も確実かつ有利な方法とは、安全で危険の無い方法で、最も経済的な価値を十分に保全発揮できる方法で保管するものであり、原則として、適時適正に預金による利益の運用を図るものであります。

第4条は、基金の運用益金の処理について定めるものであります。預金利子収入につきましても、当該基金に積み立てるものであります。

第5条は、基金の処分について定めるものであります。第1条に規定しております新型コロナウイルス感染症関連融資に対する利子補給の場合に限り、その財源に充てることのできるものとしてあります。

第6条は、委任規定で、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるものであります。

附則につきましては、9ページになりますが、第1項は、本条例の施行期日を公布の日からとするものであります。

第2項は、国において、基金の積み立てに関し、令和7年度末までに廃止するものと定めておりますことから、令和8年3月31日をもって失効すると定めるものであります。

なお、本条例制定に係る積立金の歳出予算につきましては、本定例会中に追加で補正予算を提出する予定であります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○委員長（谷口和弥） 説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行いたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

荒委員。

○委員（荒貴賀） 今回、コロナウイルスの関係で営業が厳しくなった事業者さんへ運転資金を回して、事業を継続していただきたいということで、利子補給の制度が国によって補助されたわけでありましてけれども、今回、町でセーフティネット融資事業の関係でヒアリングした結果、10年融資が圧倒的に多く、上限限度まで融資していただきたいということで、このようになってはいるのですけれども、国の制度としては令和7年度までということではあります、町としてはこの空白期間、3年間について何か考えがあったらお示しいただければと思いますが、どうですか。

○委員長（谷口和弥） 経済部長。

○経済部長（岡田直之） 今回の国の交付金でありますけれども、令和7年度までが基金に積み立てすることが、可能となったということでありまして、先ほどご説明申し上げましたとおり、実質、利子補給は令和12年度まで発生する予定でありますので、8年度以降につきましては、単年度、単年度の町の一般財源で補給をするという方向で現在のところは考えているところであります。

○委員長（谷口和弥） ほかに質疑はありませんか。

なしということでよろしかったですか。

（よいの声あり）

○委員長（谷口和弥） ないようですので、議案第92号、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例に対する質疑は以上で終了します。

それでは、説明員の方、どうもありがとうございました。説明員が退席されるため、暫時休憩とさせていただきます。

（暫時休憩）

○委員長（谷口和弥） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第92号、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例について各委員のご意見をお伺いしたいと思います。

意見のある方は挙手をお願いいたします。

芳滝委員。

○委員（芳滝仁） 国の方針であって、手厚い形で対策が取られるということで、利子補給の期間が10年間ということで残った部分も町で補償していくというような形の制度設計とお聞きをしております。これはぜひ早く、そういうことを待ってらっしゃる、決まることを待ってらっしゃる世界があるのだろうなという思いでありまして、この条例に

つきましては、大切な条例ではないかなど。この現状において、大切な条例であると考えております。

○委員長（谷口和弥） ほかに意見はありませんか。
（なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） ほかに意見がないということですので、討論に入りたいと思いますけれども、本条例の制定について、討論は必要ありますでしょうか。
よろしいですか。
（よいの声あり）

○委員長（谷口和弥） ないようですので、討論を省略して、これより採決に入りたいと思うのですけれども良いですか。
（よいの声あり）

○委員長（谷口和弥） ないということですから、皆さん、この本条例に賛成ということでよろしかったでしょうか。
（よいの声あり）

○委員長（谷口和弥） それでは、全員一致で採択されたということをご報告させていただきます。
一応、形どおりの言葉で読ませてもらいますね。

議案第92号、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○委員長（谷口和弥） 異議なしと認めます。したがって、議案第92号、幕別町新型コロナウイルス感染症関連融資に係る無利子融資円滑化基金条例は原案のとおり可決されました。

以上で、付託された議案の審査が終わりました。

以上でインターネット中継を終了します。

（暫時休憩）